

第3回東浦町立地適正化計画検討委員会の主な意見への対応方針

通番	指摘・意見の概要	対応方針
議題 (1) 前回の主な意見について		
1	防災指針を検討していく中で、居住誘導区域や都市機能誘導区域、避難路対策等をブラッシュアップしてほしい。	防災指針の取組方針に防災上の課題を踏まえた避難対策イメージを整理しました。
議題 (2) 居住誘導区域の設定について (再検討)		
2	「居住誘導区域を定めることが考えられる区域」についてもフローに入れたうえで検討していただきたい。	ご意見を踏まえ、設定フローの設定方針の記述を修正しました。
3	都市のあるべき姿や都市の活動などの役割や意味を考える必要があるが、そこが86ページの「居住誘導区域の設定フロー」には反映されていない。	→「本町の市街地は鉄道沿線を中心にコンパクトな市街地が形成され、今後も顕著な人口密度の低下は想定されないため、現状のコンパクトな市街地を今後も維持することを目的として市街化区域を基本に設定」
4	資料2の85ページ、「表 災害リスク分析の結果の概要」の「高潮浸水想定区域」の室戸台風規模について、5百年から数千年に一度の確立とはいえ、いつでも起こりうる可能性があることを、きちんと捉えていただきたい。	どのような想定による浸水なのかを分かりやすく伝えるために発生確率を記載していますが、ご意見のとおり、いつでも起こりうることから、想定される災害に対する避難の可能性を踏まえた区域設定や防災指針の取組を整理しました。
5	資料2の85ページ、「表 災害リスク分析の結果の概要」の「洪水浸水想定区域」に「垂直避難が困難な浸水深3.0m以上の浸水は市街化区域ではみられない」とあり、3.0mまでは許容範囲ということなのだろうが、垂直避難ができれば良いのか。	避難の視点からも災害リスクを分析する必要があると考え、国が示している垂直避難が可能な浸水深を目安に分析結果を記載しています。 また、ご意見を踏まえて、「以上のような浸水深の目安を参考にしながら除外する区域を検討します」は削除しました。
6	資料2の86ページの「居住誘導区域の設定フロー」について、「②標高10mラインから500m圏域に含まれない地区」ではない地区については居住誘導区域に含むということだが、水の流れて避難は困難になる。	居住誘導区域に含むことを許容する災害リスクは事前予測が可能なものに絞っており、事前の避難を促す対策を講じることを前提に居住誘導区域の設定を検討しています。
7	安全対策や方針をしっかりと打ち出し、確実に安全だと自信をもって誘導できる線を決めたほうがよい。	
8	居住維持区域について、維持をしていくために嵩上げなどの方策を考えていくことも大切である。	防災指針において取組を検討

通番	指摘・意見の概要	対応方針
9	居住誘導区域の設定が避難を前提としているのであれば、避難計画も、危機管理課等と連携して速やかに作成できるよう考えてほしい。	防災指針の取組方針に防災上の課題を踏まえた避難対策イメージを整理しました。(再掲) 防災指針において関係各課と連携して取組を検討
10	思い切ってまちづくりを変えて高台の方にコンパクトなまちをつくるような考え方があっても良いのではないか。	各公共施設の建替えでは、災害ハザードと共に、アクセス性や土地の確保も含めて検討していく必要があると考えます。また、住宅等のエリア毎の移転という点については、法的、財政面及び合意形成が必要であり、難しい点が多いと考えます。
11	高台の東浦名古屋線西側に防災機能を持つ少し大きめの公園を整備して、隣接する南北の道にコンパクトシティを形成する案があっても良いのではないか。	
12	第6次東浦町総合計画の見直し時期になっており、子どもや命といったキーワードを盛り込むなど、まず命を守ること、その視点での見直しも重要だと思う。	ご意見を関係課と共有し、検討していきます。
13	居住誘導区域における災害リスクの取り扱いについて、基本的には4点しかない。1点目は住まないこと。2点目は将来的に住まないこと。3点目は避難で対処すること。4点目は災害リスクを無くすこと。落とすところは2点目と3点目になると思う。防災関係各課とすり合わせをしていただきたい。	居住誘導区域について、災害ハザードが想定される区域を除外することは都市構造上、拠点に位置づけられた地区も含まれ、現実的ではないことから、居住誘導区域は市街化区域を基本に設定し、災害ハザードが想定される区域については、防災指針の取組を推進する「防災エリア」に位置づけ、ご意見の3点目にあたる避難対策で対応していきます。ただし、発生頻度の高い災害ハザードエリアについては4点目に該当するハード対策を行っていきます。
14	建築業界では地震については100年から150年で想定するのが現状であり、千年に一度を想定した対応は難しいと思う。	想定最大規模のような災害リスクをハード対策等で無くすことは困難なため、避難対策を基本とした検討を行います。
議題 (3)都市機能誘導区域・誘導施設の設定について(再検討) (4)誘導施策について (5)防災指針について		
15	新田地区は災害リスクもない場所なのに都市機能誘導区域には設定されていない。	巽ヶ丘駅周辺は、近隣市町の状況を踏まえて都市機能誘導区域の設定は見送りますが、誘導施策において道路整備とあわせた商業施設の立地誘導について記載します。 また、将来的には都市計画道路の整備状況等を鑑みて、都市機能誘導区域の設定を検討していきたいと考えています。

通番	指摘・意見の概要	対応方針
16	2種類の区域（居住促進区域、居住維持区域）は対等ではないことを踏まえると、誘導施策や防災指針が整理しやすいのではないかと思う。	防災指針の具体的な取組に、「特に防災エリアに位置づけた地域に関わる取組については、取組の円滑な推進について検討」する旨を記述しました。
17	居住促進区域、居住維持区域の設定の以前に、防災指針をどうまとめるかが大事だと思う。	
18	資料3の96ページ、「表 誘導施設(案)」について、独自施設で飲食店等が誘導施設となっているが、届出が必要だと誤解されないように表現を考えて欲しい。	「誘導施設(独自)」を「地域活性化施設(独自)」に修正するとともに、別表で整理しました。
19	町独自の誘導施設については、立地促進施設など、別の表現にした方がよい。	